



目次

- 健康診査(2面)
- みんなの健康(3面)
- 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直し(4面)
- 社会全体で支える 介護保険制度(5面)
- 新型コロナウイルス感染症に関する 市民・事業者の皆さんへの支援(6面)
- ざまインフォメーション(7面)
- 特別定額給付金(8面)



## 点検・設置はお済みですか

あなたと家族を  
火災から守る

# 住宅用火災警報器

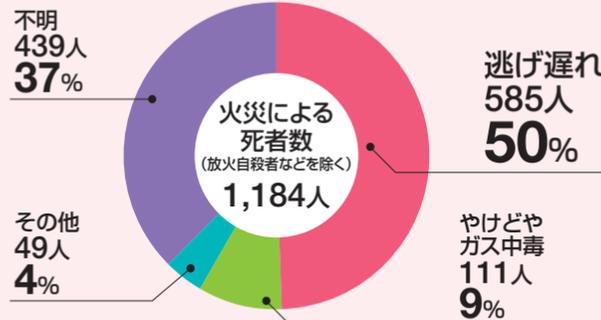
あなたや家族の命だけではなく、家などの財産を奪う火災は、予防の他に、いざという時にいち早く火災に気付く助けとなる「火災警報器」が重要です。いま一度、家庭での住宅用火災警報器の点検を行いましょ。

担当 予防課 ☎046(256)2213 ㊚046(256)3225



## 家庭での火災による死亡の多くは「逃げ遅れ」

消防庁の調べでは、家庭での火災で亡くなる多くの方は「逃げ遅れ」が原因です。火災から命を守るには、予防の他、いち早く火災に気付くことが重要です。



令和元年度消防白書より

## 設置義務施行から約10年が経過 電池切れなどの動作点検を行いましょ

住宅用火災警報器は平成23年に全ての住宅に設置が義務付けられました。

### ◆設置済みの場合は点検を

住宅用火災警報器の多くは電池で動作しており、約10年程度で電池が消耗するといわれています。次の方法で動作点検を行いましょ。

### ◆点検方法

右図を参考に、点検用のボタンや引きひもを作動し、音が鳴れば正常です。点検方法が分からない場合や、高所などで点検に不安がある方は担当へお問い合わせください。

### ◆まだ設置していない場合

自分や大切な家族、財産を守るため、設置しましょ。購入について不明な点は担当へお問い合わせください。



ボタン式



ひも式

## 住宅用火災警報器(煙式)の役割

住宅用火災警報器(煙式)は、火災が起きた際の煙を感知して、音が鳴ります。警報器は正しい場所に設置しましょ。

住宅用火災警報器にはさまざまな種類があります。設置場所や種類で不明な点は担当へお問い合わせください。



さまざまな住宅用火災警報器

## 悪質商法にご注意を

消防署員をかたって火災警報器の点検や販売を法外な値段で行う悪質商法が多くみられます。消防署や消防署員、消防団員は火災警報器の点検を有料で行う事や、火災警報器の販売は行っていません。火災警報器や消火器について困ったことや不明な点は気軽に担当へお問い合わせください。

担当 予防課 ☎046(256)2213 ㊚046(256)3225

## 希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)

# 成人歯科健康診査

担当 健康づくり課

☎046(2552)7225  
FAX 046(2553)550

歯周病の予防と早期発見のために、成人歯科健康診査を次の通り実施します。

○実施期間 12月28日(月)まで

○受診方法 下表の医療機関へ電話予約後、5月中旬に対象者へ送付した受診券を持参(一人年1回まで)

○内容 歯の状況、歯周病、歯列、顎関節などの健診

○対象 4月1日現在、40歳以上の方(歯科治療中の方を除く)

○受診料 500円  
※後期高齢者医療制度加



入者(医療機関で医療証を提示)、市民税非課税世帯は受診料免除(予約後に担当へ連絡)。

## 座間市成人歯科健康診査協力医療機関(変更する場合があります)

診療所名	診療所所在地	電話番号
ショー歯科医院	小松原1-26-22 遠藤ビル1階	046(255)0118
永野歯科医院	さがみ野2-11-11 第6有山ビル202	046(251)8202
アベニューすずき歯科医院	さがみ野2-2-27 アベニュー23ビル	046(256)9911
木下歯科医院	さがみ野2-5-15 TDU第1ビル2階	046(255)3911
菊田歯科	さがみ野3-1-12	046(256)0100
こばやし歯科クリニック	ひばりが丘1-30-1	046(251)8241
はまさき歯科医院	ひばりが丘4-8-1 相模野サンハイツ123	046(254)8622
小峰歯科医院	ひばりが丘5-47-19	046(257)0555
入谷歯科クリニック	入谷西5-50-18	046(252)5211
櫻田歯科医院	入谷西5-1-21	046(257)2088
土屋歯科医院	入谷西3-24-16	046(251)1566
白風歯科	入谷東3-31-15	046(298)3377
片桐歯科医院	入谷東3-29-6 ハイライズI 2階	046(253)1844
大山歯科医院	入谷東2-27-18	046(256)5212
ざま駅前歯科	入谷東3-60-2	046(266)6868
みどりの森デンタルクリニック	入谷西4-18-41	046(298)1118
おおうち歯科医院	入谷東4-42-18 グリーンコート座間2階-c	046(252)8211
座間歯科医院	座間1-3120-4	046(251)2265
竹川歯科医院	立野台1-12-9	046(252)5003
稲井歯科医院	立野台3-24-1	046(256)8550
米澤歯科医院	立野台3-3-21	046(251)3551
立野台ふじい歯科	立野台3-14-5	046(240)6489
金井歯科医院	相模が丘4-23-11	046(255)2020
レオ歯科医院	相模が丘4-26-7	046(252)0323
さがみが丘歯科医院	相模が丘4-7-6	046(254)3321
菅谷歯科医院	相模が丘5-11-23	042(742)8848
あおば歯科医院	相模が丘5-42-10 デリス相模が丘101	042(743)7774
オダサガ歯科健美サポートクリニック	相模が丘5-5-3 橋本ビル2階	042(746)2090
グリーンヒルデンタルクリニック	緑ヶ丘2-1-31 エヌティビル2階	046(252)2730
浅野歯科医院	緑ヶ丘5-7-23	046(251)4605
片野歯科クリニック	緑ヶ丘6-12-12	046(256)5611
愛恵歯科医院	相武台1-36-5	046(254)5544
相武台山本歯科医院	相武台1-35-7 第26菊地ビル301	046(256)5232
むとう歯科医院	相武台2-40-9-113 アルティザ相武台	046(257)8201
青山歯科医院	相武台3-41-7 若松ビル2階	046(256)6033
渡辺歯科医院	相武台3-42-43 コスモビル201	046(256)2655
佐藤歯科医院	相武台4-17-7	046(255)3385
相武台病院	相武台1-9-7	046(256)5111

# 健康診査を受診しましょう

担当 特定健康診査・国保健康診査について 国保年金課  
☎046(2552)7672 FAX 046(2552)7043  
後期高齢者健康診査について 健康づくり課  
☎046(2552)7225 FAX 046(2553)550

健康診査を次の通り実施します。なお、社会保険などに加入中の方は、各保険組合などにお問い合わせください。

○受診期間 令和3年3月31日まで(特定健康診査および国保健康診査は6月中に受診券・健診票を)

●特定健康診査 4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳(年度内に40歳になる方を含む)から74歳の方

●国保健康診査 4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳(年度内に40歳になる方を含む)から74歳の方

○対象

○受診料(自己負担額)

●特定健康診査 2千円  
(令和2年度市民税非課税世帯の方は無料)  
●国保健康診査 2千円  
●後期高齢者健康診査 無料

○受診方法

日現在、国民健康保険に加入している35歳(年度内に35歳になる方を含む)から39歳の方  
●後期高齢者健康診査 後期高齢者医療制度に加入している方(年度内に75歳になる方は、75歳の誕生日当日から対象)  
※5月中に施設検診の受診確認票を同封し5月中に送付しています。

●特定健康診査の対象者で、年度内に特定健康診査を受診せず、市指定の医療機関で人間ドックを受検する方に、1万円の助成を実施しています(国民健康保険税および市税を滞納していない世帯で受検結果の提供に同意できる方のみ)。受診券・健診票に案内を同封するのでご確認ください。

# 市内一斉清掃活動「美化デー」

担当 クリーンセンター  
☎046(2552)8724  
FAX 046(2552)7641

年に一度、市内で一斉に清掃活動を行う「美化デー」を実施しています。ごみのない美しいまちにするためご参加ください。詳しくは、所属する地域の自治会などの実施団体へお問い合わせください。

## 自主美化清掃

「美化デー」以外に各自実施する場合には、事前に担当へお問い合わせください。

広告

## 相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで  
大好評  
受付中

1.0㎡ 施工例  
お手頃価格  
墓地使用料  
墓石工事代  
95万円(税別)より

年間管理料(別途)が安心価格の2,200円

公益法人 相模メモリアルパーク

☎0120-000-375

墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通



(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定  
(一財)神奈川県厚生福祉振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定  
許可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令第131号

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2  
石材センター 営業時間 8:30~17:00(水曜定休)



# みんなの健康



市マスコット  
キャラクター  
「ざまりん」

## 座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 ☎03(3562)8435  
※ファミリー・ケア・ネットワーク (<https://familycare.sociohealth.co.jp/>) から「WEB健康相談」を利用できます。6桁の番号には「867860」と入力してください。  
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

## 乳がん・子宮がん 無料クーポン券

5月下旬～6月上旬に対象者へ乳がんまたは子宮がん検診無料クーポン券を発送しますので、ぜひご利用ください。

- 対象となる検診 市が実施する乳がん・子宮がん(けい部)検診
  - 対象者 市に住民登録がある次の年齢の方  
▽乳がん=40歳の女性(昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれ)  
▽子宮がん=20歳の女性(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)
  - 有効期限 令和3年2月28日(日)
  - 受診方法 同封の案内文に記載  
※必ず無料クーポン券を持参してください。
- 担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

### 育児相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

### 4カ月児健康診査

市内の委託医療機関で実施します。対象者(令和2年2月生まれ)には個別通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳などを持参し、受診してください。

### 8～10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個別通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳を持参し、受診してください。

### 1歳6カ月児健康診査

◆内科 とき=対象者に通知 ところ=指定医療機関 対象=平成30年11月生まれ

◆歯科 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6月10日・17日いずれも水曜日開催予定の1歳6カ月児健康診査(平成30年10月生まれ対象)は延期します。

再開については、市ホームページなどでお知らせします。

### 2歳児歯科健康診査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6月24日(水)開催予定の2歳児歯科健康診査(平成30年5月生まれ対象)は延期します。

再開については、市ホームページなどでお知らせします。

### 3歳6カ月児健康診査

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6月9日(火)開催予定の3歳6カ月児健康診査(平成28年12月生まれ対象)は延期します。

再開については、市ホームページなどでお知らせします。

## 就労準備定例相談会

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行っており、次の通り相談会を開催します(本人以外でも参加可)。

- とき 6月9日(火)午前10時～午後3時
- ところ はたらっく・ざま(相武台1-35-6三裕ビル2階)
- 費用 無料
- 申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ
- 問い合わせ先 はたらっく・ざま ☎046(204)7624 ☎046(204)7625



担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

## 救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科・婦人科・眼科		消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間) ※当番医療機関により異なる場合があります。受付・診療時間は必ず当番医療機関へお問い合わせください。
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時～9時45分
外科		消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時～9時45分

### ◆深夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時～翌日午前8時
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時～翌日午前7時(重病の場合は午前8時)

※聴覚障がいのある方は、専用ファクス ☎119 へお問い合わせください。  
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。  
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。  
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

## 防ごう感染症

新型コロナウイルスを含め、風邪やインフルエンザを防ぐために、「手洗い」、「うがい」、「咳エチケット」などで感染症の予防を行いましょう。

### ◆手洗い

外出先からの帰宅時、調理の前後、食事前などにこまめにせっけんで手を洗いましょう。手洗いをするときは時計や指輪は外し、蛇口やレバーで水を止めるときは手首やペーパータオルを使いましょう。

### ◆うがい

外出先からの帰宅時など、外から帰ってきたときは、うがいをしまししょう。

### ◆咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクやハンカチを使いましょう。とっさのときは、上着の内側や袖で覆いましょう。咳やくしゃみを手で押さえると、手にウイルスが付着し、ドアノブなどを介して感染が広がる恐れがあります。

担当

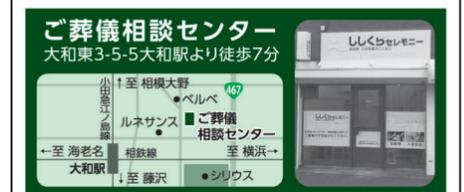
健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550



【広告】 座間市民のみなさまへ

## ご葬儀相談センター 人形供養 毎週日曜日受付

「もっと気軽に葬儀について相談したい」という方のため相鉄/小田急線の相模大野駅そばに相談センターを開設いたしました。文化創造拠点シリウスより徒歩3分、葬儀に関わる全てのご相談を年中無休受付しております。ししくらセレモニーは相談して良かった。任せて良かった。と皆様に言われる葬儀社を目指します。



ししくらセレモニー  
家族葬・人形供養のことなら  
大和市大和東3-5-5  
☎046-289-2828  
検索

## 後期高齢者医療保険料の 軽減特例の見直し

後期高齢者医療制度の創設から、当分の間の措置とされていた後期高齢者医療保険料の軽減特例は、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて、制度本来の仕組みに戻すこととされました。

これまで、本則7割軽減の対象の方は、さらに上乗せして軽減されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。令和元年度8割軽減の対象であった方は、令和2年度以降は、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。また、8.5割軽減の対象であった方は、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

詳しくは、7月中旬に被保険者に送付する保険料金額の決定通知書と同封するリーフレットをご確認ください。

※今回の見直しは、医療機関などでの自己負担の割合に影響はありません。

○問い合わせ先 神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120 (ナビダイヤル)

世帯の総所得金額などの基準	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
令和元年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
令和元年度における8割軽減の区分 ※上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）など。		8割	7割	
33万円+ (28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数) 以下 ※令和2年度の基準。	5割	5割		
33万円+ (52万円×当該世帯に属する被保険者の数) 以下 ※令和2年度の基準。	2割	2割		

担当 医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

## 国民健康保険の傷病手当金

国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

○支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数

※1日当たりの支給額には上限があります。

○支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

※給与収入の全部または一部を受けることができる期間は支給不可（給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給）。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

## 木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では、建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○とき 7月18日（土）午前9時30分～午後4時

※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

○ところ 市公民館2階会議室

○相談員 神奈川県建築士事務所協会 座間支部会員

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○申込方法 6月8日（月）～29日（月）に電話、ファクスまたは直接担当へ



### 相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

## 6月7日～13日は 危険物安全週間

6月7日（日）～13日（土）は、危険物安全週間です。

灯油・ガソリン・油性塗料などは身近な危険物です。

これらによる火災は、発生や拡大の危険性が大きく、消火も困難です。取り扱う際は十分注意しましょう。

### 令和2年度危険物安全週間推進標語 「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

## 国民健康保険税納税通知書

令和2年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付します。

### 普通徴収

普通徴収の世帯は、1年間の保険税を6月から翌年3月まで10回に分けて納めます。

納付方法は、口座振替と納付書払いがあります。納付しに行く手間がなく、納め忘れの防止になる口座振替をぜひご利用ください。市役所1階国保年金課または取扱金融機関の窓口で申し込みできます。

### 特別徴収

平成31年度に特別徴収（年金からの差し引き）で納めていた世帯は、特別徴収の要件（65歳以上の加入者のみで構成される世帯であるなど）を満たしていれば、令和2年度も引き続き特別徴収です。

### 新たに特別徴収となる世帯・特別徴収の停止希望

令和2年4月1日時点で、新たに特別徴収の要件を満たした世帯は、10月支給分の年金から特別徴収になります。第4期（納期限9月30日（水））までは納付書で納付してください。

特別徴収の停止を希望する場合は、口座振替の申し込みをした後、7月17日（金）までに納付方法変更申出書を担当へ提出してください。なお、すでに口座振替をしている世帯は特別徴収になりません。

### 国民健康保険税の軽減・減免制度

失業（解雇や倒産など自己都合を除くやむを得ない場合に限る）した方へ国民健康保険税の軽減制度があります。また、災害や生活困窮、廃業、事業不振、病気などの特別な事情がある場合に限り、国民健康保険税を減免する制度があります。なお、減免の申請には期限があります。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免

世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ一定の要件に該当する世帯については、国民健康保険税の減免の特例を設けています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

# 社会全体で支える 介護保険制度

さまざまな介護保険のサービスは、社会全体で支えています。

## 介護保険料

### ◆市の介護保険料の内訳

市の介護サービスに必要な費用（保険給付の7～9割）と介護予防事業に必要な費用などは、50パーセントを公費（国・県・市）、27パーセントを40歳～64歳までの方が加入している医療保険料と併せて納められる介護保険料、23パーセントを65歳以上の方が市へ納付する介護保険料で賄っています。

### ◆65歳以上の介護保険料

平成30年度～令和2年度の65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額は、年額6万2,540円です。実際に納付する保険料は、基準額を基に所得段階に応じて16段階に分類された金額を納付します。

### ◆令和2年度の介護保険料の一部変更

第4～16段階の方は平成30年度と同じですが、第1～3段階の方は、介護保険法施行令などの改正により、変更します。

### ◆令和2年度介護保険料決定通知の発送

令和2年度の保険料額は、6月中旬以降に送付する介護保険料決定通知書でお知らせします。5月30日以降65歳を迎える方は、65歳を迎えた翌月以降順次送付します。

### ◆介護保険料の納付方法

#### 特別徴収

特別徴収は、年金からの差し引きで納付します。対象者は、年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。

#### 特別徴収の仮徴収

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に決定します。このため、2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

#### 普通徴収

普通徴収は、納付書を使って金融機関の窓口、コンビニ払い、ペイジー、LINE Payを利用して納付します。銀行・ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

#### 普通徴収となる方

次の方は普通徴収で納付します。

- ①年度の途中で65歳になる方
- ②転入した方
- ③年金を受給していない方
- ④年金の年間受給額が18万円未満の方

①②は翌年度以降特別徴収の準備ができ次第、特別徴収に切り替わります。①～④のいずれの場合も特別徴収に切り替わる場合は、事前に通知します。

#### 普通徴収の納付期限

普通徴収では、1年分の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付します。各納期内の納付をお願いします。

### ◆介護保険料が未納があると

保険料に未納があると、滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

### ◆介護保険料の減免制度

市では、介護保険料が生活保護受給者を除く第1～3段階の方で生活が著しく困難と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。

減免を受けるためには収入などの要件があります。令和2年度介護保険料を1年度分減免したい場合の申請締め切りは、6月30日（火）です。6月30日（火）以降も申請は受け付けますが、その場合の減免期間は、申請があった日の属する月分になります。詳しくは、6月中旬に送付する「令和2年度介護保険料額決定通知書」をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症に関する減免は6面をご覧ください。

## サービス利用時の負担軽減

### ◆低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型施設、介護医療院の入所者およびこれら施設の短期入所者（ショートステイ利用者）を対象に、食費・居住費の自己負担額を軽減する制度があります。市へ申請し、対象となった場合は「介護保険負担限度額認定証」を発行します。対象となる方は、要介護認定がある方、世帯全員の平成31年（令和元年）中の所得の申告（以下、所得の申告）があり世帯が市民税非課税である方、給付の制限を受けていない方、預貯金の金額などの他、要件があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

#### 現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方へ

現在の介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和2年7月31日（金）です。8月1日（土）以降引き続き対象となる見込みの方には6月中に案内と申請書を送付します。

※世帯員全員の所得の申告が確認できない方には送付しませんのでご注意ください。

#### 世帯員の所得の申告が必要

収入が無い場合でも世帯員全員について、所得の申告が必要です。

### ◆その他のサービス利用料の減免

社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得者の方に対し、利用料の負担を軽減する制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当

介護保険課 ☎046(252)7538 ☎046(252)8238

## 6月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時（10日は午後のみ）	☎046(252)8490 （電話相談可）
弁護士	9日夜 10日 16日夜 17日 23日夜 24日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分
行政書士（遺言書等作成）	11日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故	16日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
税理士	26日	毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	25日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	12日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（11日まで受け付け）
行政相談（国に対する要望）	18日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	9日	毎月第2火曜日午後1時30分～3時30分（電話相談のみ、事前予約制） ☎046(252)8087
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
駐留軍離職者	18日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～4時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
障がい者支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可））、ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

## 6月に納めていただくのは

▽市・県民税（第1期）▽国民健康保険税（第1期）▽介護保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年課☎046(252)7003へ）。

一刻も早い終息を願い

新型コロナウイルス感染症に関する  
市民・事業者の皆さんへの支援

感染症による影響を受けた市民・事業者の皆さんへの支援は次の通りです。申請・手続方法など詳しくは各担当・問い合わせ先へお問い合わせください。

## 市民対象の給付金などの支援

## ◇特別定額給付金

○対象 基準日（令和2年4月27日）において、座間市の住民基本台帳に記載されている方

○内容 給付対象者一人当たり10万円を給付  
※郵送などで申請が必要です。詳しくは8面「特別定額給付金」をご覧ください。

担当 特別定額給付金担当 ☎046(259)5018 ☎046(255)3550

## ◇子育て世帯への臨時特別給付金

○対象 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受けている方

○内容 子ども一人当たり1万円を給付  
※公務員の方以外は手続き不要です。支給対象者には振込手配完了の旨を通知します。公務員の方は市への申請が必要です。

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080

## ◇国民健康保険の傷病手当金の支給

○対象 国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われる方

○内容 傷病手当金を支給  
※詳しくは4面「国民健康保険の傷病手当金の支給」をご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

## ◇住宅確保給付金（家賃）

○対象 離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少した方

○内容 原則3カ月間の家賃相当額（上限あり）の支給

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

## 生活資金などに関する支援

## ◇緊急小口資金などの特例貸付

○対象 感染症の影響により収入減少があった世帯

○内容 生活福祉貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置

担当 社会福祉協議会 ☎046(266)2004 ☎046(266)2009

## ◇生活困窮者自立支援制度

○対象 どなたでも

○内容 一人一人の困りごとに合わせた支援

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

## ◇生活保護制度

○対象 世帯の人数や年齢などにより定められた最低生活基準に満たない収入の方など

○内容 最低生活の保障と自立の助長を目的として、その困窮の程度に応じた必要な保護

担当 生活援護課  
☎046(252)7125  
☎046(252)7043



## 詐欺に注意

給付金や市税の支払い猶予などに関して国や市区町村が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、手数料の払い込みを求めたりすることは絶対にありません。不審に感じたら新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン☎0120(213)188、市消費生活センター☎046(252)8490または担当へご連絡ください。

担当 広聴人権課 ☎046(252)8146 ☎046(252)0220

## 支払いの猶予・減免

## ◇市税の支払いの猶予

○対象 市税の納付が困難な方

○内容 収入が大幅に減少（前年同期と比べおおむね20パーセント以上の減少）した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予

担当 収納課 ☎046(252)8021 ☎046(255)3550

## ◇水道料金・下水道使用料の支払い猶予

○内容 感染症の影響により、収入が減少し水道料金などの支払いが困難になった方や事業所を対象に水道料金・下水道使用料の支払いを猶予

○問い合わせ先 水道料金お客様センター ☎046(266)5520 ☎046(266)5524

担当 経営総務課 ☎046(252)8541 ☎046(257)4155

## ◇国民健康保険税の減免

○内容 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、あるいは主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯を対象に国民健康保険税を減免

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

## ◇介護保険料の減免

○内容 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、あるいは主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方を対象に介護保険料を減免

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238

## ◇国民年金保険料の免除

○内容 国民年金第1号被保険者で感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった方を対象に国民年金保険料を免除

※詳しくは市ホームページまたは日本年金機構ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先 厚木年金事務所 ☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043

## 事業者対象の支援

## ◇座間市中小企業等緊急支援給付金（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

○対象 県知事が休業または営業時間短縮などの要請をした日以前に開業し、営業の実態がある市内の事業者で次の①②いずれかの要件を満たす中小企業および個人事業主

①県の休業・営業時間短縮などの要請に応じた事業所で「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けた事業者

②同協力金の交付を受けていない事業者で新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、前年同月比で売り上げが30パーセント以上減少した月がある事業者（平成31年2月以降に創業し、申請の時点で比較対象月がない場合は、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均売上高を基準とする）

○内容 1事業所当たり10万円を交付（1回限り）  
※9月30日（水）までに郵送で申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

お問い合わせやお申し込みは開館日時をご確認の上、ご連絡ください。市役所は原則として祝・休日や年末年始を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。なお、ファクスでお申し込みの場合は、「件名」、「連絡先」など必要事項を明記してください。

## 案内

### 児童手当現況届

児童手当を受給している方には、5月下旬に案内と現況届を発送しましたので、必ず6月中に手続きをしてください。現況届を提出しない場合や受給者・配偶者の所得が確認できない場合は、6月分以降の手当が受給できません。

**提出方法**＝6月30日(火)までに〒252-8566座間市役所子ども育成課宛てに郵送または直接担当へ(土曜・日曜日、祝・休日を除く)※6月13日・27日いずれも土曜日午前8時30分～正午は受け付け。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

**担当** 子ども育成課  
☎046(252)7201 ☎046(255)5080

### 市青少年問題協議会会議

**とき**＝7月8日(水)午前10時から  
**ところ**＝市役所5階5-5会議室  
**議題**＝第44回座間市青少年健全育成大会について他 **傍聴方法**＝電話、ファクスまたは直接担当へ

**担当** 青少年課  
☎046(253)8415 ☎046(259)2163

### 教育委員会6月定例会

**とき**＝6月10日(水)午前9時30分から **ところ**＝市役所5階教育委員会室 ※議題や傍聴について詳しくは担当へご確認ください。

**担当** 教育総務課  
☎046(252)8347 ☎046(252)4311

### 令和3年度使用 中学校教科用図書展示会

**とき**＝6月18日(木)～7月1日(水)午前10時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日は除く。6月27日(土)は午前10時～正午で実施、最終日のみ午後3時まで) **ところ**＝市役所5階5-7会議室

**担当** 教育指導課  
☎046(252)8732 ☎046(252)4311

### 市ホームページ「写真ニュース」

市では、市ホームページに「写真ニュース」のコーナーを設けています。同コーナーでは、市内などで開催したイベントや団体が市長を表敬訪問した時の様子、市内で咲く季節の花の情報などを公開しています。ぜひご覧ください。

**担当** 市政戦略課  
☎046(252)8321 ☎046(255)5090

### 自宅でできる体操・ストレッチ

日本体操研究所の木下祐一さん監修の下、自宅で一人でもできる運動の紹介動画を作成しました。座間市公式チャンネル(YouTube)で配信していますので、ぜひご覧ください。なかなか外出できない方でも運動不足解消に役立てることができそうです。運動にチャレンジしてみてください。

動画は右記の2次元バーコードかYouTube「座間市公式チャンネル」で検索してください。



**担当** スポーツ課  
☎046(252)8177 ☎046(255)3550

### 高齢者の交通事故防止

市内では、高齢者が関係する交通事故が急増しています。高齢者の交通事故の原因として、「信号無視」や「思い込み、勘違い」が多くを占める他、「自己中心的」な考えや行動も事故を誘発する原因となっています。

いま一度、自分から積極的に安全確認を行い、事故に遭わない・起こさない行動を心掛けましょう。また、自動車などの運転により加害者となることも多いため、家族などと相談の上、運転免許証の自主返納について検討しましょう。

**担当** 市民協働課  
☎046(252)8158 ☎046(255)3550

### 交通事故件数

	件数	死者	負傷者
令和2年	109	1	118
平成31年	153	0	170
増減	-44	1	-52

各年1月1日～4月30日  
(物件事故を含まず)

## 催し

芸術文化セミナー  
「お家でできる書道  
～お手本を送ります～」

**とき**＝6月1日(月)～30日(火)  
**ところ**＝各自宅 **内容**＝市書道連盟が書きたい文字の手本を送る(希望者には添削あり) **対象**＝市内在住・在勤・在学者 **定員**＝20人(申込順) **申込方法**＝書きたい文字、用紙の大きさを電話、ファクスまたは直接担当へ

**担当** 生涯学習課  
☎046(252)8476 ☎046(252)4311

スカイアリーナ座間  
☎046(255)0077 ☎046(255)1188

### ◆ストレッチ&リラクゼーション講座

健康運動指導士の矢子達哉さんを講師に招き、誰でも簡単にできるストレッチやリラクゼーションの方法を学びます。

**とき**＝7月18日(土)午前10時～11時30分(午前9時30分受付開始)

**ところ**＝スカイアリーナ座間2階武道室 **対象**＝18歳以上の方 **定員**＝50人(申込順) **受講料**＝500円 **持ち物**＝動きやすい服装、スポーツタオル **申込方法**＝受講料を添えて直接担当へ(現金の取り扱いは午後5時まで)※電話可。ただし1週間以内に手続きをしてください。

## 募集

### ◆パートタイム会計年度任用職員(統計事務補助)

**募集人員**＝3人 **応募資格**＝特になし **業務内容**＝電話応対、国勢調査の事務補助、調査書類整理 **勤務期間**＝7月1日～11月30日 **勤務日時**＝月曜～金曜日午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)の間で5.75時間以内※8・9月で時間変更をお願いする場合があります。**賃金**＝時給1,043円 **勤務場所**＝市役所5階情報システム課他 **選考方法**＝面接(6月17日(水)予定)

**応募方法**＝6月15日(月)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、本人が直接担当へ

**担当** 情報システム課  
☎046(252)8379 ☎046(255)3550

### ◆フルタイム会計年度任用職員(①事務補佐員②労務補佐員)

**募集人員**＝①5人②1人 **応募資格**＝①保育士の資格を有する方②体力に自信のある方 **業務内容**＝①保育②給食調理、庁務作業 **勤務期間**＝採用の日～令和3年3月31日 **勤務日時**＝①月曜～土曜日のうち週5日午前7時30分～午後7時のうち7.75時間②月曜～金曜日午前8時30分～午後5時 **賃金**＝月額①232,848円②171,136円 **勤務場所**＝市内保育園 **選考方法**＝面接 **応募方法**＝6月12日(金)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、本人が直接担当へ

**担当** 保育課  
☎046(252)7202 ☎046(255)5080

### ◆パートタイム会計年度任用職員(労務補佐員)

**募集人員**＝1人 **応募資格**＝体力に自信のある方 **業務内容**＝給食調理、庁務作業 **勤務期間**＝採用の日～令和3年3月31日 **勤務日時**＝月曜～土曜日のうち午前8時30分～午後5時※土曜日は午前8時30分～午後0時30分 **賃金**＝時給1,091円 **勤務場所**＝市内保育園 **選考方法**＝面接 **応募方法**＝6月12日(金)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、本人が直接担当へ

**担当** 保育課  
☎046(252)7202 ☎046(255)5080

## 善意のともしび

(敬称略)

### ◆市へ

▽マスク10枚＝匿名▽手作りマスク27枚＝加藤幸子(栗原)▽ネオエタノールP1P42キログラム他＝有限会社ヒダ塗料店(相模が丘)

### ◆消防署へ

▽マスク2,500枚＝コストコホールセールジャパン株式会社座間倉庫店(東原)

## みんなの広場

このコーナーに掲載を希望する場合は、掲載希望号発行日の1カ月と1日前までに、市役所3階市政戦略課で配布する掲載依頼用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、市政戦略課に提出してください。なお、必ず掲載できるものではありませんので、ご了承ください。

### ○心の健康相談

**とき**＝6月13日(土) **ところ**＝サニープレイス座間3階聴読室 **内容**＝精神医療の専門スタッフによるメンタル相談 **対象**＝心の病を持つ方、その家族など **定員**＝4人(申込順) **参加費**＝無料 **申込方法**＝電話で問い合わせ先へ **問い合わせ先**＝精神保健ボランティアグループひだまり  
☎080(3422)3317

### お詫びと訂正

本紙5月15日号、8面の「市職員(令和2年10月1日採用)を募集」の表中の採用人数「A・B・C・D各1人程度」は、正しくは「A・Bで1人程度、C・Dで1人程度」でした。お詫びして訂正します。

## 消防団協力事業所表示証を交付

市では、地域の防災体制の充実を目的として、従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる事業所、災害時などに事業所の資機材などを消防団に提供するなどの協力をしている事業所および消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所などを対象に「座間市消防団協力事業所表示証」を交付しています。

なお、5月1日現在、次の12事業所に交付しています。

○**消防団協力事業所** 株式会社かおる建設工業、株式会社双和、株式会社木村畳店、ミートショップニッパイ、有限会社ヒダ塗料店、有限会社寿美吉、有限会社グリーンハウス市川、有限会社アイ・ブイ・エス、三木プリー株式会社、株式会社佐々木スチール、社会福祉法人座間市社会福祉協議会、鈴木鍛造株式会社

消防団員は年々減少傾向にあり、消防団員の約7割が事業所に勤務していることから、事業所の消防団活動に対するより一層のご理解とご協力が不可欠となっています。

消防団活動に興味のある方は担当へお問い合わせください。

**担当** 警防課 ☎046(256)2412 ☎046(256)2215



表示証

## 消防署員の感染防止策

消防署では、救急隊員を感染症などに「感染しない・させない」を基本として、救急業務を行っています。

通常は、どの救急事案に対しても感染防止策（感染防止衣、マスク、手袋）を装備していますが、現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通常装備に加えて、ゴーグルおよびシューズカバー、状況によりフェイスシールドを装着して活動しています。

**担当** 消防管理課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

## 座間市民ネット芸術祭写真展作品募集

市ホームページ上で開催する座間市民ネット芸術祭写真展に出展する作品を募集します（審査あり）。

○**題材** 通常作品（自由題）、テーマ作品（テーマ：座間の暮らし）

○**対象** 市内在住・在勤・在学者、市内で写真活動をしている方

○**応募点数** 一人3点（組み写真は3枚までを1作品とします）

○**参加費** 無料

○**応募方法** 7月1日（水）～9月11日（金）までにプリントした作品（L・2L版のいずれか）を〒252-8566座間市役所生涯学習課宛てに郵送またはデジタルデータを電子メールで送付（いずれも氏名、住所、電話番号、撮影場所、題名を明記）

**担当** 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311  
 ✉gakusyuu@city.zama.kanagawa.jp

## コンビニ交付サービス実施店を追加

マイナンバー（個人番号）カードと住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付サービスが受けられる店舗に、6月1日（月）から「株式会社クリエイイトエス・ディー」を追加します。

○**利用できる店舗** マルチコピー機が設置されている全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州および四国の店舗のみ）、クリエイイトS・D

○**取得できる証明書の種類** 【マイナンバーカード】住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書【住基カード】住民票の写し、印鑑登録証明書

**担当** 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

## 特別定額給付金

市では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○**対象** 基準日（令和2年4月27日）において、座間市の住民基本台帳に記載されている方

○**給付額** 給付対象者一人につき10万円

○**受給権者（お金を受け取れる人）** 住民票の世帯主

※特別な場合に限り、変更できる場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

○**申請方法** 感染拡大防止のため、次のいずれかの方法により申請

【**郵送申請**】世帯主宛に送付する申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて、同封の返信用封筒で郵送

【**オンライン申請**】パソコンかスマートフォンで総務省マイナポータル（<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>）または右記2次元バーコードから申請

なお、オンラインで申請が可能となるのは、次の条件をいずれも満たす場合です

- 世帯主がマイナンバー（個人番号）カードを持っている
- マイナポータルから申請できる動作環境が備わっている
- 世帯主のマイナンバー（個人番号）カードの利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）を把握している
- 世帯主のマイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）を把握している

○**問い合わせ先** 座間市特別定額給付金専用ダイヤル ☎03(6743)2720（午前9時～午後5時15分（土曜・日曜日、祝・休日を除く））

**担当** 特別定額給付金担当 ☎046(259)5018 ☎046(255)3550



## 目安が変わりました 新型コロナウイルス感染症 相談・受診の目安

次のいずれかに該当する場合には、すぐに**下記**相談先へ相談してください。これらに該当しない場合の相談も可能です。

• 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある場合

• 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
 ※重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方などです。

• 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合には、必ず相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

**妊婦の方へ**

重症化しやすい方と同様に、早めに**下記**相談先へ相談してください。

**保護者の方へ**

小児については、小児科医による診察が望ましく、**下記**相談先またはかかりつけ小児医療機関へ電話などで相談してください。

※この目安は、相談・受診する目安です。検査については、これまで通り医師が個別に判断します。

**相談先**

帰国者・接触者相談センター受付窓口 ☎045(285)1015（24時間受付）

**担当** 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550